

2021年

9月号

TOPIX

# 社労士事務所 Ripples 事務所レポート

## 個人情報保護法と企業対応

テーマ1 個人情報の基礎知識

テーマ2 令和2年改正個人情報保護法と罰則

テーマ3 中小企業や個人事業主が留意しておくべきポイント

連絡先：〒416-0948 静岡県富士市森島260-19 TEL:0545-67-6112 FAX:0545-67-6113 E-mail:sazanami330@gmail.com

「個人情報保護法」は個人情報の保護を図るとともに適切な活用ができるように、2005（平成17）年4月に施行された法律です。

「法律名は聞いたことあるけど、具体的に何を定めているのか、よく分からない」「違反すると何か罰則があるの?」「そもそもこれは個人情報保護法の対象なの?」などと色々な疑問が湧いてくるかもしれませんね。

そこで9月号では、「個人情報の基礎知識」、「令和2年改正個人情報保護法と罰則」、「中小企業や個人事業主が留意しておくべきポイント」の3テーマでご説明いたします。

## 1 個人情報の基礎知識

### ■個人情報保護法とは?

個人情報保護法は通称となり、正式名称は「個人情報の保護に関する法律」となります。

情報化の急速な進展により、個人の権利利益の侵害の危険性が高まったこと、国際的な法制定の動向などを受けて、2003（平成15）年5月に公布され、2005（平成17）年4月に全面施行された法律です。

その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化などの急速な環境変化により、個人情報保護法が制定された当時は想定されなかった“パーソナルデータの利活用”が可能となったことをふまえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」などを目的として、2015（平成27）年9月に改正個人情報保護法が公布され、2017（平成29）年5月30日に全面施行されました。

そして、2020年6月にさらに改正個人情報保護法が公布され、2022年4月1日より全面施行されます。

### ■個人情報保護法の適用対象は?

2005年4月に施行された当時は、「5,000件以上の個人情報を利用する事業者」が法律の適用対象でした。

その後、2017年5月30日以降から個人情報の数にかかわらず、「個人情報をデータベース化して事業に利用している事業者」すべてが法律の適用対象となっています。

これにより、多くの従業員を雇用する企業や大量の個人情報を事業に利用していた企業のほか、中小企業や個人事業主の方も該当します。さらに、なんと町内会・自治会、学校の同窓会なども、個人情報を取り扱う際のルールが義務づけられています。

### ■「個人情報」って何が該当するの?

「個人情報を保護しなければいけないのは分かるけど、そもそも個人情報って何が該当するの?」と思われた方もいらっしゃるかもしれませんね。

「個人情報」の定義については、改正個人情報保護法に「生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」と明記されています。具体的にどんな情報かということ、おおざっぱに以下の3パターンが該当します。

- (1) 特定の個人を識別できるもの（氏名や生年月日、住所、顔写真など）
- (2) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子的に利用するために変換したデータ（顔、指紋・掌紋、虹彩、手指の静脈、声紋、DNAなど）
- (3) サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる以下の公的な番号（マイナンバー、旅券番号、免許証番号、基礎年金番号、住民票コード、各種保険証の記号番号など）

上記を確認してみて、意外に思うものは少なく、「これ

は確かに個人情報だな」とご納得いただけるかと思いません。

注意点としては、氏名や生年月日などの単体だけが個人情報なのではなく、団体と氏名から本人を特定できるようなメールアドレス、「〇〇さんが▲▲を買った」などという情報全体も個人情報となります。また、「他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができる情報」も「個人情報」に該当します。

なお、個人に関する方法のなかでも、人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害情報等のほか、障がいがあることや、健康診断結果など“不当な差別・偏見が生じる”可能性がある個人情報は「要配慮個人情報」として、その取扱いについて特別な規定が設けられています。「要配慮個人情報」を取得する際には、あらかじめ本人の同意が必要です。

## 2 令和2年改正個人情報保護法と罰則

テーマ1で「個人情報の基礎知識」について見てきました。テーマ2では、2022年4月に施行される令和2年改正個人情報保護法で知っておくべきポイントをご紹介します。個人情報が漏えいした場合に企業に科せられる罰則などをご説明いたします。

### ■令和2年改正個人情報保護法について

改正のポイントとしては、以下の6点となります。

- 【1】個人の権利の強化
- 【2】事業者の守るべき責務の義務化
- 【3】企業の特定分野（部門）を対象とする団体も認定可
- 【4】データ利活用の促進
- 【5】法令違反に対するペナルティ強化
- 【6】外国事業者も報告徴収・命令の対象

以下より、個人情報が漏えいした場合に企業に科せられる罰則に絡んでくる「事業者の守るべき責務」「ペナルティ強化」に関する部分についてご説明します。

【2】の「事業者の守るべき責務の義務化」について、次の2点が追加されています。

- ・漏えい等の発生時の報告義務
- ・不適正な方法による利用禁止

旧法では、個人データの漏えい等が発生した場合、“個人情報保護委員会への報告”・“本人への通知”は法定の義務ではありませんでしたが、今回の改正では、漏えい等が発生した際にそれぞれの義務が定められました。

また、違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法による個人情報を利用してはならないことが禁止されました。

【5】の「法令違反に対するペナルティ強化」は、以下の2点となります。

- ・命令違反等の罰則について法定刑引き上げ
- ・法人の罰金刑の最高額を引き上げ

今回の改正において、個人情報を漏えいした個人に対して、個人情報保護委員会からの命令違反・虚偽報告の罰則について法定刑が引き上げられました。これにより制裁の実効性が上がり、命令違反や虚偽報告の抑止が期待されています。

### 《行為者》

- ①命令違反：1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ②個人情報データベース等の不正提供等：1年以下の懲役または50万円以下の罰金（※改正前と同じ）
- ③虚偽報告等：50万円以下の罰金

加えて、法人に対する罰金刑も引き上げられています。旧法においては、法人に対する罰金の額については上記の行為者等と同じ法定刑でしたが、今回の改正では、法人への高額な罰金が適用されます。

### 《法人等》

- ①命令違反：1億円以下の罰金
- ②個人情報データベース等の不正提供等：1億円以下の罰金
- ③虚偽報告等：50万円以下の罰金

ポイントとしては、「個人情報の漏えい」→「国からは是正勧告を受ける」という流れがあり、国からの“是正勧

告に従わない”場合に、違反した従業員とその従業員を雇っている会社に対して刑事上の罰則が適用されるといいうイメージとなります。

ですので、「個人情報を漏えいした」→「即アウト」というわけではありません。ただし、“不正な利益を得る目的”で個人情報を漏えいした場合は、「一発アウト」となります。

#### ■個人情報が漏えいした・・・損害賠償のケース

刑事上の罰則だけでなく、民事上も法的責任（損害賠償・謝罪金）が発生します。賠償金額はケースによって異なりますが、過去の事例からある程度の“相場”が形成されています。1人あたり数千円から数万円、合計すると数百万円以上になる可能性もあります。

この“相場”は、漏えいした個人情報が「どの程度デリケートな情報であったか」を基準に判断されていて、その情報が、「人に知られたくないものである」ほど損害賠償額も高くなる傾向にあります。

例えば、きわめて基本的な個人情報（住所・氏名・年齢・性別など）が漏えいした場合には、損害賠償額はわりと低く算定されており、大体 5,000 円～1 万 5,000 円が相場となります。

実際のケースを見てみましょう。

#### 【ケース 1】京都府宇治市住民基本台帳データ漏えい事件

1999 年に起きた自治体による初めての大規模個人情報漏えい事件です。

市民の個人情報（住所・氏名・性別・生年月日など）が漏えいしましたが、損害賠償額は 1 人あたり 1 万 5,000 円（慰謝料 1 万円＋弁護士費用 5,000 円）と判断されました。基本 4 情報に基づいた慰謝料の算定が初めてなされた裁判のため、その後の漏えい事件の慰謝料額の参考にされています。

#### 【ケース 2】Yahoo! BB 個人情報漏えい事件の損害賠償請求訴訟

2004 年に起きた通信サービス大手の Yahoo! BB による事件。1 人につき 6,000 円（慰謝料 5,000 円＋弁護士費用 1,000 円（すでに送付した金券 500 円分を含む））の損害賠償額が認定されました。漏えいした個人情報が、「住

所・氏名・電話番号・申込日・メールアドレス」だったため、宇治市の事件よりは安く算定されたと見られます。

#### 【ケース 3】TBC 個人情報漏えい事件

2000 年に起きたエステ業界大手の TBC による事件です。住所・氏名・電話番号などの基本情報に加え、エステのコース名やスリーサイズなど、人に知られたくない情報が含まれていました。迷惑メールなどの二次被害も発生。そのため、後に提起された損害賠償請求訴訟では、賠償額が過去最高の 3 万 5,000 円（慰謝料 3 万円＋弁護士費用 5,000 円）となりました。

なお、被害者が裁判で損害賠償請求をする場合とは別に、企業側がお詫びとして自主的に金券などを配る場合があります。相場としては、ほとんどの場合、1 人あたり 500 円～1,000 円となっています。Yahoo! BB やベネッセの事件でも、500 円分の金券や電子マネーが配布されました。

金額としては、少ないように感じられますが、トータルで見た場合、企業にとっては莫大な金額となりますので、ダメージも大きくなります。

## 3 中小企業や個人事業主が留意しておくべきポイント

テーマ 2 「令和 2 年改正個人情報保護法と罰則」のなかで、2022 年 4 月施行「令和 2 年改正個人情報保護法」のポイントを 1～6 まで紹介し、罰則に絡んでくる内容を紹介しました。

テーマ 3 では、中小企業や個人事業主が留意しておくべきポイントをピックアップしてご説明します。

#### ■個人情報の取扱いの基本的な 4 つのルール

個人情報を取扱う際、基本的には常識的な注意を払っていれば十分です。ですが、念のため個人情報を扱う際の基本的なルールを 4 つ確認しておきましょう。

##### (1) 取得・利用

・利用目的を特定して、その範囲内で利用するように

しましょう

- ・利用目的を通知又は公表しましょう

## (2) 保管

- ・漏えい等が生じないように、安全に保管しましょう
- ・従業員、委託先にも安全管理を徹底しましょう（持ち運ぶ場合も注意が必要です）

## (3) 提供

- ・第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得ましょう
- ・第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録しましょう

## (4) 開示請求等

- ・本人から開示等の請求があった場合はこれに対応しましょう
- ・苦情等に適切・迅速に対応しましょう

なお、(2)～(4)は個人情報をデータベース化（特定の個人を検索できるようにまとめたもの）した場合にかかるルールとなります。これらの個人情報データベース等を構成する個人情報を「個人データ」といいます。

## ■中小企業・個人事業主向け「これだけは！」10のチェックリスト

以下より、(1)取得・利用～(4)開示請求の内容で、中小企業・個人事業主の方が「個人情報保護法を遵守できているかどうか」確認できる10のチェックリストをご紹介します。

### (1) 取得・利用

チェック① 取り扱っている個人情報について、利用目的を定めていますか？

→目的は具体的にする必要があります。「当社の事業のため」といった抽象的な表現はNG。「新商品のご案内の送付のため」などといった具体的な内容が好ましいです。

チェック② その利用目的は、本人に通知するか公表していますか？

→通知であれば、本人に口頭・書面・メール等で通知することが考えられ、公表であれば、HPの分かりやすい場所や店舗等の事業所への掲示、申込書等への記載

等が考えられます。

ただし、取得の状況から見て、利用目的が明らかなら、通知・公表は不要です。

### (2) 保管

チェック③ （組織的安全管理措置）個人情報の取扱いのルールや責任者を決めていますか？

→個人データを扱う従業員が複数いる場合、責任ある立場の者とその他の者を区分しましょう。また、個人情報の保管場所、漏えい等発生時の社内の報告先を決めておきましょう。

チェック④ （人的安全管理措置・従業員監督）個人情報の取扱いについて従業員に教育を行っていますか？

→集合研修に限らず、朝礼等の際に定期的に注意喚起を行いましょ。個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込み、その内容を周知するようにするのもいいでしょう。

チェック⑤ （物理的安全管理措置）個人情報が含まれる書類や電子媒体について、誰でも見られる場所・盗まれやすい場所に放置していませんか？

→不要になった情報は適切に廃棄・削除することも大切です。

チェック⑥ （技術的安全管理措置）パソコン等で個人情報を扱う場合、セキュリティ対策ソフトウェア等をインストールして最新の状態にしていますか？

→ログイン時にパスワードを要求したり、ファイルにパスワードをかけたりすることも大切です。

チェック⑦ 個人情報の取扱いを委託する場合、契約を締結する等、委託先に適切な管理を求めていますか？

→委託先にも安全管理を徹底してもらうことが重要です。

### (3) 提供

チェック⑧ 本人以外に個人情報を提供する場合、本人に同意をとっていますか？

→本人の同意を得る方法は、特に定めはなく、口頭・

書面で同意を得る方法のほか、Web 上で同意欄にチェックしてもらう方法も考えられます。なお、法令に基づく場合（警察や裁判所からの照会等）や、委託に伴う提供には同意は不要です。

チェック⑨ 本人以外に個人情報を提供したり、本人以外から個人情報を受け取る際、相手方から提供年月日等について記録を残していますか？  
→法令に基づく場合（警察や裁判所からの照会等）や、委託に伴う提供には記録は不要です。

#### (4) 開示請求等

チェック⑩ 本人から自分の個人情報を見せて欲しいと言われたり、訂正して欲しいと言われた際には、対応していますか？  
→開示等の請求に対応する人をあらかじめ決めておくといいでしょう。

以上、個人情報の取扱いの基本的なルール及びチェックリストをご紹介します。

「就業規則に秘密保持に関する規定を盛り込みたい」「個人情報取扱いに関する誓約書等の書面を準備しておきたい」「改正法の趣旨を反映する形で規定の見直しを検討したい」などといったご要望、その他「これはどうなのか？」といった疑問、不安などがありましたら、お気軽に弊社までお問合せください。

## 事務所からの一言

7月3日熱海市伊豆山地区において発生した土砂災害。テレビのニュースなどで流れてきた映像に衝撃を受けた方も多くいらっしゃると思います。お亡くなりになられた皆様、関係者の皆様にはお悔やみ申し上げます。

お盆休暇に熱海の復興支援を兼ねて、熱海市の多賀地区へ両親・家族とともに宿泊してきました。多賀地区と伊豆山地区とは車で20分ほどかかる場所で、地元住民にしたら、市内でも別の地区とわかりませんが、同じ熱海市。トップシーズンのさらにお盆真っ只中でも、私たちの貸し切りとなった宿泊施設の方が気の毒で、一日でも早い土砂災害の復旧とコロナの収束を願わずにはいられませんでした。

(芦原)

さて、今月は個人情報保護法についてでした。知っているようで、知らない個人情報保護法も罰則の強化を機に見直してみるものの大切さに気づかされたのではないのでしょうか。弊社でもマイナンバー・基礎年金番号・雇用保険番号など最重要個人情報を取り扱っております。関与先様とのやりとりにはオンラインストレージサービスを導入し、情報漏洩防止策を強化してきました。

個人情報のお取り扱いのある皆様、ぜひご参考になさってください。

社会保険労務士事務所 Ripples(りぷるす)

社会保険労務士 芦原百合子

〒416-0948

静岡県富士市森島 260-19

TEL 0545-67-6112

FAX 0545-67-6113

Mail sazanami330@gmail.com

HP <https://www.sr-ripples.com/>